

予防接種事業【健康増進課】

予算額 447,822千円

事業概要

当該事業は、市民の乳幼児・児童生徒・高齢者を対象に各種予防接種を実施して、病気の蔓延防止及び健康の保持・増進を図ります。

予防接種の種類

- ①三種混合・四種混合・不活化ポリオ・
日本脳炎・MR1、2期・BCG 【予算額 222,598千円】
対象者：乳幼児、児童生徒を対象とした従来の定期予防接種です。
- ②ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン 【予算額 150,051千円】
対象者：0歳から5歳未満を対象にヒブ菌（b型インフルエンザ菌）と肺炎球菌を起因とする感染症の予防と感染時の重症化や骨髄膜炎による死亡を予防するために実施します。
- ③子宮頸がんワクチン 【予算額 35,316千円】
対象者：中学1年生から高校1年生までの女子を対象に、唯一予防が出来るがん予防策として実施します。
- ④高齢者インフルエンザ 【予算額 39,857千円】
対象者：65歳以上の高齢者を対象に、インフルエンザの発症や重症化を未然に防止するため実施します。

※ 予防接種法の規則改正により、平成24年9月から不活化ポリオワクチン、また、11月からは四種混合ワクチン接種（3種混合ワクチン＋不活化ポリオワクチン）が開始された。

※ 平成25年度予算からは、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン・高齢者インフルエンザについては、政策事業から経常的事業の予防接種事業として統合した。